



事務処理要領（第3条第2項）関係

添付書類を届け出ない理由書

令和8年4月21日

鳥取県知事 様

株式会社サンアイ
代表取締役 佐藤 宏行
鳥取県米子市福市 1714 番地 1

鳥取県大規模小売店舗立地法事務処理要領第3条第2項の規定により、添付書類を届け出ない理由書を提出します。

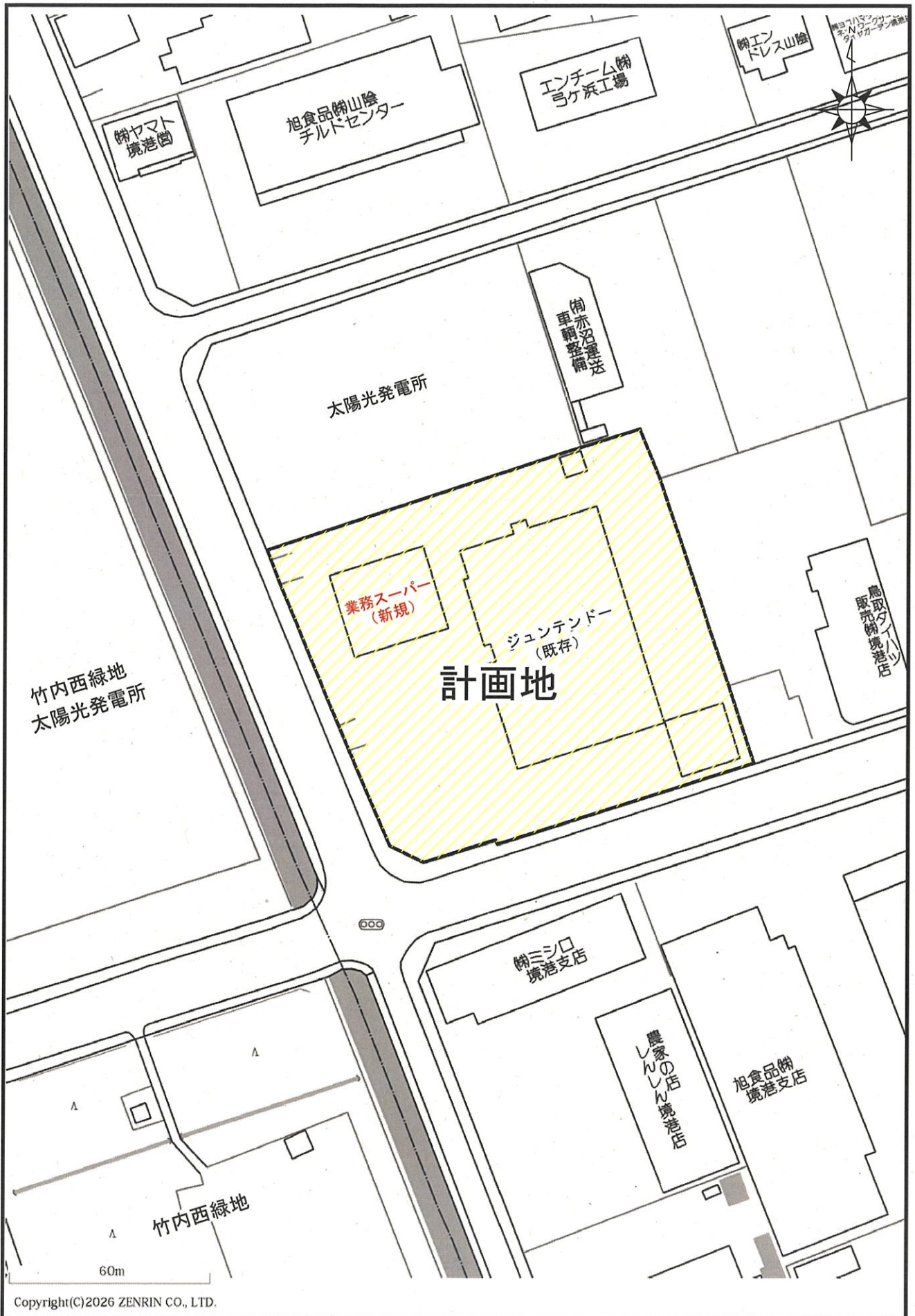
記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンアイ境港店
所在地 鳥取県境港市竹内団地 105

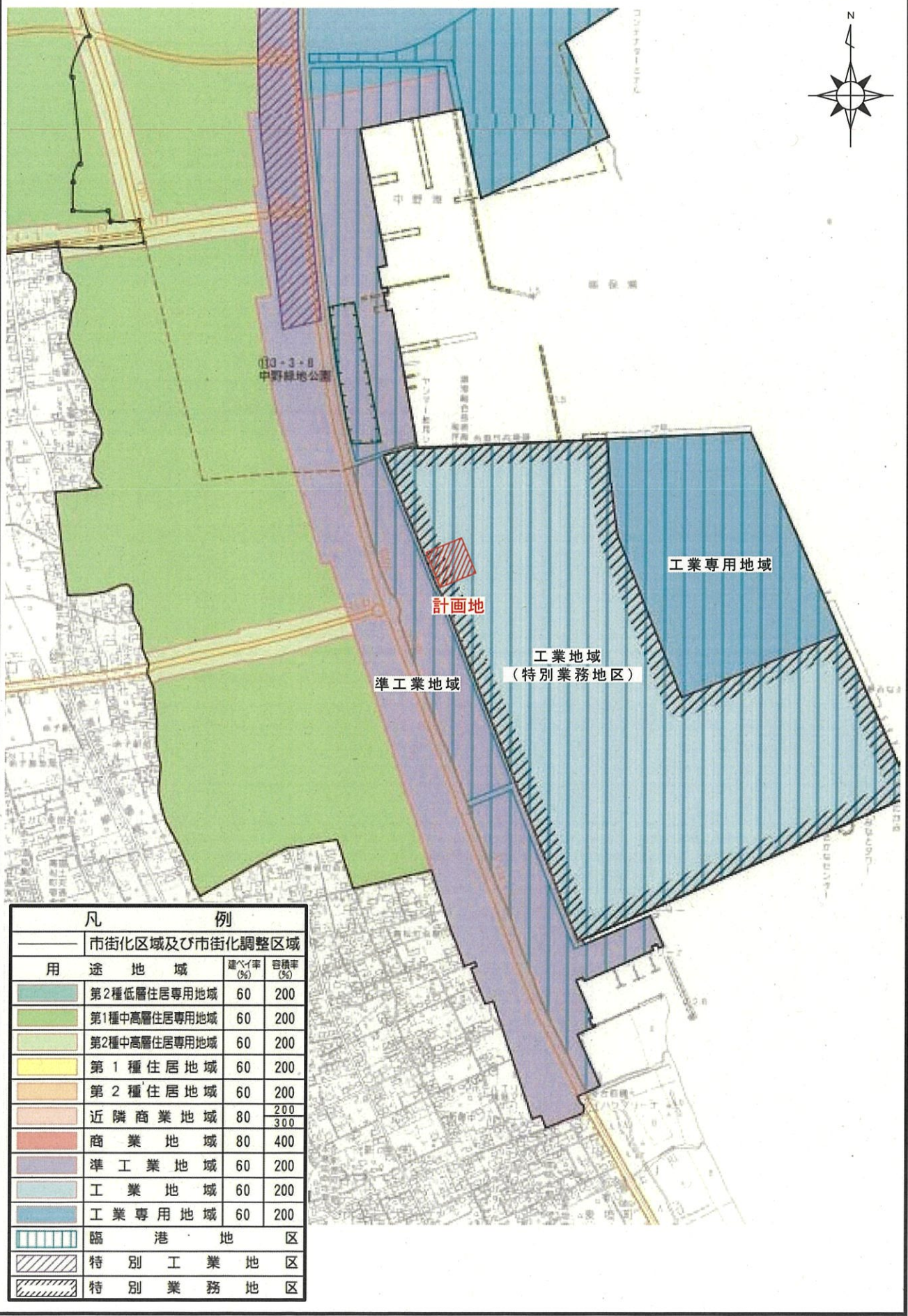
2 届出しない添付書類及び理由

要領別紙1の添付書類番号	届け出ない理由
⑩	増設する荷さばき施設での荷さばき作業および廃棄物保管施設での廃棄物収集作業は、昼間の時間帯に実施します。 また、北側、東側および南側の隣接地は、市の建築規制条例により一般住宅の立地が制限されています。さらに、西側は県が運営・管理する竹内西緑地内の太陽光発電所であり、近接して住宅はありません。 以上のことから、周辺的生活環境への影響はほとんどないと考えられるため、平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測に関する添付書類は省略します。
⑪	今回の変更により夜間に新たに発生する騒音はないことから、夜間における騒音レベルの最大値の予測に関する添付書類は省略します。



Copyright(C)2026 ZENRIN CO., LTD.

周辺土地利用状況図 (周辺見取図)



凡 例			
市街化区域及び市街化調整区域			
用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	
第2種低層住居専用地域	60	200	
第1種中高層住居専用地域	60	200	
第2種中高層住居専用地域	60	200	
第1種住居地域	60	200	
第2種住居地域	60	200	
近隣商業地域	80	200 300	
商業地域	80	400	
準工業地域	60	200	
工業地域	60	200	
工業専用地域	60	200	
臨港地区			
特別工業地区			
特別業務地区			

都市計画図

○境港市竹内特別業務地区建築規制条例

平成8年3月29日条例第13号

境港市竹内特別業務地区建築規制条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条第1項の規定に基づき、境港市竹内特別業務地区(以下「特別業務地区」という。)内における建築物の建築を制限し、又は禁止することにより物資交流及び情報交流の拠点地区として保護育成を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)の例による。

(建築物の制限)

第3条 特別業務地区内においては、法第48条第11項の規定による制限のほか、別表第1に掲げる建築物を建築し、又は建築物の用途を同表に掲げる建築物の用途に変更してはならない。ただし、市長が特別業務地区の指定の目的に適合し、かつ、公益上必要と認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定を適用する場合においては、あらかじめ境港市都市計画審議会の意見を聞かなければならない。

(既存建築物に対する制限の緩和)

第4条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について次の各号に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前条第1項の規定の適用を受けない期間の始期をいう。以下本条において同じ。)において敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項及び法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の前条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(罰則)

第5条 第3条第1項の規定に違反した建築主は、20万円以下の罰金に処する。

第6条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関して、第3条第1項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業員の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りではない。

附 則

この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)の施行に伴う米子境港都市計画用途地域の決定告示の日から施行する。

附 則(平成20年6月27日条例第26号)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成28年5月25日条例第28号)

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)の施行の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

竹内特別業務地区内に建築してはならない建築物	(1) 住宅、共同住宅、 宿舍又は下宿(竹内特別業務地区内に立地する事業所の管理人又は当該事業所に従事する者のための 宿舍を除く。) (2) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第5号に規定する営業の用に供する建築物を除く。) (4) 法別表第2(ぬ)項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの
------------------------	---

一部改正〔平成20年条例第26号・28年28号〕